

福津市緊急通報システム事業に係る公募型プロポーザル実施要領

福津市緊急通報システム事業業務委託に係る各種手続き、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

ひとり暮らし等の高齢者及び身体障害者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害時の迅速な対応を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

第2 業務の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 福津市緊急通報システム事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「福津市緊急通報システム事業（単価契約）仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日 から 令和13年3月31日 |
| (4) 委託上限額 | 月額単価 3,700円／台（消費税及び地方消費税を含む）
※委託上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、提案する機器の平均価格であることに留意すること。また、上限額を超える提案については、無効とする。 |

第3 契約担当部署

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号
福津市健康福祉部高齢者サービス課高齢者福祉係 担当：松尾、野中
Tel 0940-43-8298
Fax 0940-34-3881
e-mail koreisha@city.fukutsu.lg.jp

第4 候補者の選定方法

- ① 本プロポーザルに参加する意向の申出をした者のうち、第5に掲げる参加資格要件を満たすものに対し、提案書の提出を福津市から要請する。提案書等の提出のあった事業者（以下「提案者」という。）について、選定委員会において提案書等の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等について評価し候補者を選定する。
- ② 提案者が4社を超えた場合は、提案された提案書を基に、福津市緊急通報システム事業に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱（以下「審査会」という。）によりプレゼンテーション実施者を事前選定できるものとする。

第5 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 福津市または他自治体において、令和元年度以降に同様の業務の受託実績があること。
- (2) 令和6・7年度福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に、業種・役務の提供、大分類・サービスで登録されていること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 福津市指名停止等措置要綱（平成 17 年 1 月 24 日告示第 6 号）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされているものを除く。）

第 6 参加表明手続

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を、提出しなければならない。

なお、期日までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

① 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）
- イ 業務実績調書（様式第 2 号）
- ウ 会社概要（パンフレット等あれば添付）
- エ 財務諸表（賃貸借表及び損益計算書）（直近 2 年分）（任意様式）
- オ スタッフの保有資格及び体制について（様式任意）
- カ 個人情報の取扱いを定めた社内規定又はプライバシーマーク許諾証等の写し

② 提出期限 令和 7 年 1 月 24 日（水）正午（郵送の場合は、必着）

③ 提出場所 第 3 に同じ

④ 提出方法 持参又は郵送による。（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）

※郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。

⑤ 提出書類作成時の留意事項

書類は A4 版とする。また、提出した資料は返却しないものとし、提出した資料の差し替えや再提出は認めないものとする。但し、本市が認めた場合はこの限りではない。

(2) 参加資格の確認等

ア 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第 5 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 8 年 1 月 6 日（火）までに確認結果通知書を参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知する。あわせて企画提案書の提出を要請する。

電子メールを受け取った事業者は、通知などを受領した旨を返信すること。

なお、参加資格を有しないと認めた者にあっては、その旨電子メールにて通知する。

イ 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

① 提出期間 アの通知があった日から 7 日（土日祝日を除く）以内の午前 9 時～午後 4 時まで
(郵送の場合は必着)

② 提出場所 第 3 に同じ

③ 提出方法 持参もしくは郵送による（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）

※郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。

ウ 市長は、(2) の説明を求められたときは、通知があった日から土日祝を除く 2 日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書及びその詳細資料（任意様式）（以下「企画提案書等」という。）を作成し、提出するものとする。

（1）提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること

記載事項	内容に関する留意事項
事業者に関する項目	貴社が過去に取り組んだ緊急通報業務の実績について ただし、記載する業務は令和元年度以降に受託した業務に限る
業務に関わる人員について	<ul style="list-style-type: none">・従事する人員数について（スタッフ数、有資格者数、保有資格等）・専門の知識を有するものが配置されているか
業務運営に関する内容	<ul style="list-style-type: none">・24 時間 365 日受信対応可能な体制が整っているか・受信センタ一体制（回線数、経験年数、従事者保有資格等）について・通報の平均応答時間について・バックアップセンター等が整備されているか (受信センターと同等の設備・スタッフを有する受信センターの有無)・緊急時の通報が即時に関係機関へ連携される体制が構築されているか・個人情報等の取り扱いについて社内規定は適切に整備され、スタッフの育成、研修体制が整っているか
システムや回線の安定性、セキュリティ対策について	<ul style="list-style-type: none">・回線、サーバーにおける障害発生時の対応（復旧、バックアップ体制等）について・通信、データ保護、不正アクセス対策について・セキュリティ監査や脆弱性診断について
緊急通報装置に関する内容	<ul style="list-style-type: none">・利用者のニーズに応じた装置の選択肢が一定程度用意されているか・緊急時の対応（安否確認、かけつけ対応、救急要請、家族等への連絡）について・災害時や停電時の対応（機器が安定して稼働する仕組みがあるか）
工事及び保守体制について	<ul style="list-style-type: none">・設置工事を実施する者について（保有資格、経験年数等）・設置後の利用者への説明方法について・機器故障時の対応について（平均対応時間）・定期点検実施の有無、頻度について・災害発生時や停電時のアフターケアについて（復旧、動作確認等）
その他追加提案等	<ul style="list-style-type: none">・利用者が日常的に安心感を得られるサポートがあるか・事業内容をより充実したものにする内容が提案されているか
安全対策について	自然災害等の発生時に、利用者に周知する仕組みや安否確認等を行う体制があるか

見積書	<p>本業務に係る見積書を提出すること（A4判、様式任意）</p> <p>※装置本体とそれに付帯するサービスの価格を分けて記載し、付帯するサービスを含む提案する機器すべての単価合計と1台あたりの平均額を記載すること。その平均額が単価上限額以下であることを確認すること。</p>
-----	--

（2）企画提案書の体裁

企画提案の提出は、企画提案書（様式第3号）に次の書類を添付して行うこと。

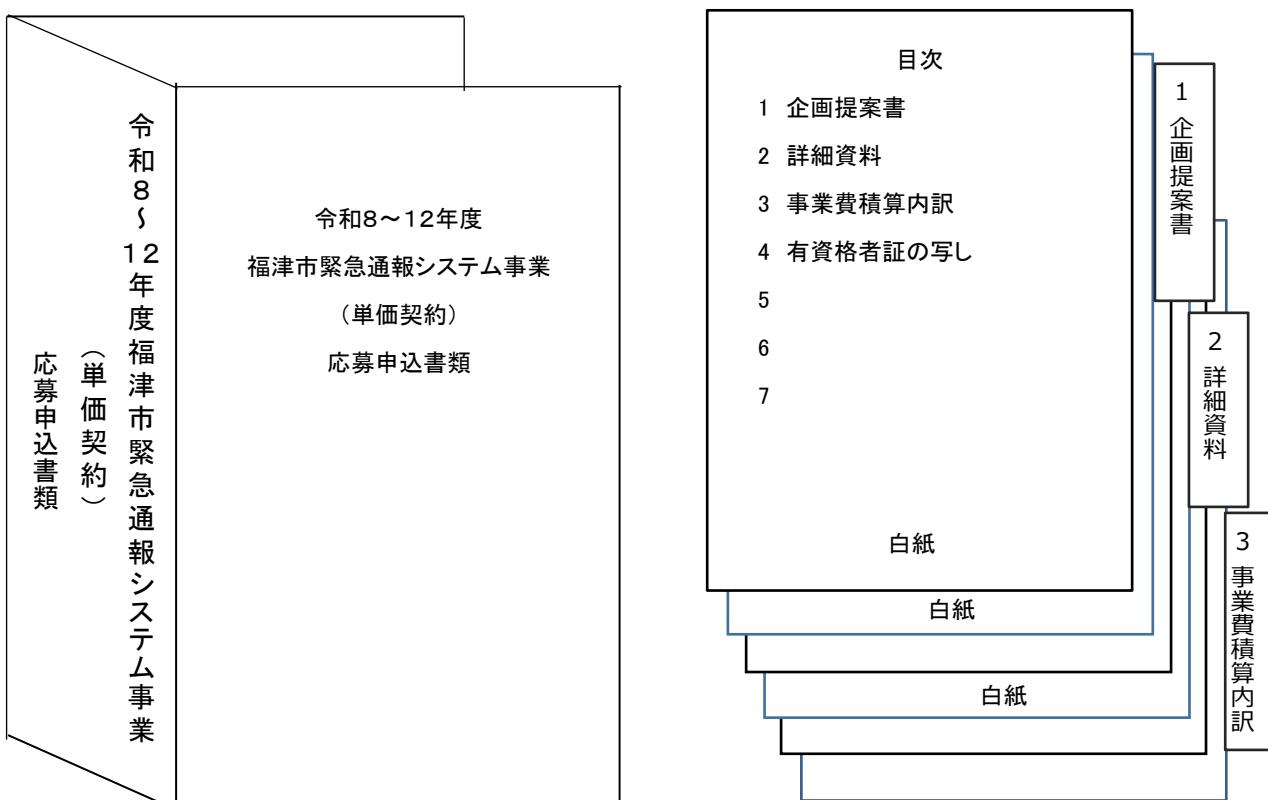
- ア 企画提案書の詳細資料（任意様式）
- イ 業務に関わる事業費積算内訳（任意様式）
- ウ 有資格者（保健師、看護師等）の資格が確認できる資格者証の写し
- エ 業務に使用する機器の性能を示す資料
- オ その他必要な書類（任意様式）

（3）記入上の注意事項

企画提案書は下記のことについて留意すること

- ア 応募書類は、原則としてA4判で作成し、両面印刷、左綴じとすること。
- イ 提出書類は、A4ファイル（ポケットファイル不可）に調製すること。
- ウ 企画提案書添付資料には事業者名称等、提案者の特定につながる情報は記載しないこと
- エ ファイルには表紙、背表紙を付けること。
- オ 全体の目次を付けて、応募書類ごとに仕切紙（白紙の表紙）を付け、各仕切にインデックスを付けること（インデックスには番号のみでなく、「企画提案書」の項目名まで記載）

書類の体裁は、次のように整えてください。



(4) 提出方法

- ア 提出期限 令和8年1月20日（火）正午（郵送の場合は必着）
- イ 提出場所 第3に同じ
- ウ 提出方法 持参もしくは郵送による（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）
※郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。

エ 提出部数 8部（正本1部、副本7部（コピー可））

オ 提出書類作成時の留意事項

書類はA4版とする。また、提出した資料は返却しないものとし、提出した資料の差し替えや再提出は認めないものとする。但し、本市が認めた場合はこの限りではない。

カ 参加表明書又は企画提案書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、ヒアリング当日までに「辞退届」（様式第5号）を提出すること。なお、辞退した場合でも他の案件での入札には一切影響はない。

(5) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、福津市情報公開条例（平成17年福津市条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第8 質疑応答等

（1）参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑事項書により提出すること。

ア 提出書類 質疑事項書（様式第4号）

イ 提出期限

① 参加表明書等について：令和7年12月17日（水）正午（郵送の場合は必着）

② 企画提案書等について：令和8年1月14日（水）正午（郵送の場合は必着）

ウ 提出場所 第3に同じ

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリ又はメールにより提出すること。

（2）（1）の質疑事項は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者すべてに対し、メールにより回答するものとする。併せて、市のホームページに掲載する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- （1）参加資格要件を満たしていない場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- （4）選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

(1) 審査会の設置及びヒアリング等の実施

提出書類およびヒアリングにより審査会が、下記選考基準に基づいた応募者の審査を行い、業務委託に適すると認められた法人を選定する。

ア 実施方法

- ① 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明15分、質疑10分の計25分とする。
- ② 企画提案追加資料の配付及びPCを用いた説明は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ③ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- ④ 提案者の特定につながる行為や発言は行わないこと。
- ⑤ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

イ 実施日時及び場所

「第6 参加表明手続の(2) 参加資格の確認等」で示した、企画提案書提出要請時にあわせて通知する。

(2) 選考基準の概要

審査会の委員は、別紙の評価基準に基づき、「第6 参加表明手続(2) 参加資格の確認等」により参加資格を有するとされた者の提案書及びプレゼンテーションを評価する。

(3) 受託候補者の特定

審査会において、(2)の審査及び評価により、共通評価点及び各委員の個別評価点の合計を加算し順位をつけ、最も評価点の高い者を審査会の合意の上、受託候補者として特定する。

この各委員の個別評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一審査項目において最高点及び最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいづれか1名の委員の点数を除くものとする。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定するものとするほか、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。企画提案者が1者のみの場合においても、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託候補者として選定しないものとする。

(4) 審査結果の通知

ア 受託候補者を特定したときは速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- ① 受託候補者
- ② 評価点数
- ③ 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨
- ④ 受託候補者にならなかつた者にあっては、その理由及び所定の期限までに説明を求めることができる旨

イ 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に對し説明を求めることができる。

- ① 提出期間 令和8年2月13日（金）正午まで
- ② 提出場所 第3に同じ
- ③ 提出方法 持参もしくは郵送による（メール又はファクシミリによるものは受け付けない）

※郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。

ウ 市長は、イの説明を求められたときは、イの提出があった日から土日祝及び年末年始（12/29～翌年1/3）を除く2週間以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

(5) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- ア 受託候補者
- イ 評価点数
- ウ 受託候補者の特定理由
- エ 審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否 要する。

(4) 支払い条件 每月後払いとする

第12 その他

(1) 応募に関して必要な一切の費用は応募者の負担となる。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(4) 参加者は、参加表明書の提出をもって、この募集要領の記載内容に同意したものとする。

(5) 受託候補者に特定されたものであっても、契約締結までの間に、第5 参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次表のとおりである。

項目	日 程
公告日	令和7年12月 10日（水）
参加表明書受付	公告日から令和7年12月24日（水）正午（必着）
参加者資格の審査結果通知	令和8年1月6日（火）
企画提案書提出期間	令和8年1月20日（火）正午まで（必着）
プレゼンテーション等の実施	令和8年1月30日（金）予定 ※別途通知
受託候補者の決定、選定結果通知	令和8年2月4日（水）予定
契約締結	令和8年2月16日（月）予定

別紙 評価基準（福津市緊急通報システム事業）

評価項目	評価点 (基礎)	評価及び評価基準					加算率	評価点 (加算後)
		極めて 良好 5	良好 4	普通 3	やや 不十分 2	不十分 1		
共通評価	(1) 事業者に関する項目	10/70						— 10/100
	① 緊急通報業務の実績があるか	点					1.0	点
	② 経営状況は安定しているか	点					1.0	点
	(2) 業務推進体制に関する項目	20/70						— 30/100
	③ 業務に関わる人員は適正な数が配置されているか	点					1.0	点
	④ 業務に関わる人員は専門職（保健師、看護師、介護福祉士、介護支援専門員等）で構成されているか	点					1.0	点
	⑤ 個人情報保護の体制は適切か	点					2.0	点
	⑥ システムや回線の安定性、セキュリティ対策は十分か	点					2.0	点
	(3) 参考見積価格に関する項目	5/70						— 5/100
	⑦ 見積額に関して	点					1.0	点
個別評価	(4) 緊急通報装置	15/70						— 25/100
	⑧ 固定型・携帯型・人感センサー等、利用者の生活スタイルに合った装置の提供は可能か	点					2.0	点
	⑨ 高齢者・障がい者への配慮や工夫がなされているか	点					1.0	点
	⑩ 緊急時は複数の人員で対応する体制が整っているか	点					2.0	点
	(5) 工事及び保守体制	10/70						— 10/100
	⑪ 機器の設置、撤去時に装置の取り扱い等について十分な説明を実施できるか	点					1.0	点
	⑫ 故障等異常時の対応や定期保守の体制は整っているか	点					1.0	点
	(6) その他追加提案等	5/70						— 10/100
	⑬ 業務内容の範囲内で有効な独自の提案、今後の提案等はあるか	点					2.0	点
	(7) 安全対策（運営面）	5/70						— 10/100
	⑭ 災害発生時等に利用者に対して非難の呼びかけや安否を確認する仕組みはあるか	点					2.0	点
合計			/70					/100